

北里大学学長選考規程

| | |
|-------------------|----|
| 昭和 59 年 10 月 26 日 | 制定 |
| 平成 8 年 12 月 20 日 | 改正 |
| 平成 15 年 1 月 17 日 | 改正 |
| 平成 15 年 4 月 1 日 | 改正 |
| 平成 20 年 12 月 19 日 | 改正 |
| 平成 24 年 4 月 1 日 | 改正 |
| 平成 30 年 1 月 19 日 | 改正 |
| 2020 年 2 月 21 日 | 改正 |
| 2023 年 3 月 17 日 | 改正 |
| 2024 年 1 月 19 日 | 改正 |

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）
- 第 2 章 管理委員会（第 8 条－第 13 条）
- 第 3 章 選考委員会（第 14 条－第 16 条）
- 第 4 章 第二次学長候補者の選考方法（第 17 条－第 20 条）
- 第 5 章 雑則（第 21 条－第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、学校法人北里研究所寄附行為第 52 条及び北里大学学則第 54 条第 1 項の規定に基づき、北里大学学長（以下「学長」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

（学長の選任）

第 2 条 学校法人北里研究所理事会（以下「理事会」という。）は、次の各号の一に該当するときに学長を選任する。

- （1） 学長の任期が満了するとき。
- （2） 学長が辞任を申し出て理事会がこれを承認したとき。
- （3） 学長が事故その他の事由により欠員となったとき。

（学長候補者の資格）

第 3 条 学長となることのできる者（以下「学長候補者」という。）は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者で、次のすべての条件を満たす者とする。

- （1） 学長就任の日において満年齢 70 歳未満の者
- （2） 本学の専任教授又は本学の専任教授であった者

- (3) 第6条第1項第2号に定める推薦を得られる者
 - (4) 学長の就任にあたっては、本学の学長職に専任できる者
- 2 前項第2号にかかわらず、学外者にあつて前項と同等又はそれ以上の学識経験等を有する者として、第6条第1項第2号に定める推薦を得られた者を学長候補者として認めることができる。
- 3 第1項第4号にかかわらず、この法人内における職務の兼務については、寄附行為等において兼職を禁止されている役職以外の職務等において、学長職に支障がない範囲でこれを認めるものとする。なお、学外における兼業等については、次の各号のいずれにも該当する場合、学校法人北里研究所専任職員就業規則第34条（兼業の届出）の規定等に基づく本法人の許可を得てこれを認めるものとする。
- (1) 本法人において行う業務執行に支障がないこと。
 - (2) 職務の公平かつ中立的な執行の確保に影響を及ぼす恐れがないこと。
 - (3) 本法人の信用の確保に影響を及ぼす恐れがないこと。
- (学長の任期)

第4条 学長の任期は4年とし、改選された年の7月1日に始まり、4年後の6月30日に満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 第2条第2号及び第3号に該当するときの学長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同一人につき、通算で8年を超えて学長に在任することはできない。ただし、前項の残任期間については、この通算在任年数から除外するものとする。
- 4 学校法人北里研究所寄附行為第21条の規定により、役員として解任及び退任された学長は学長職も解任及び退任されることとし、再度その職に就任することはできない。
- 5 学長は、第2条第1項第1号及び第2号の事由により、学長の職を失った場合、後任の学長が選任されるまでは、その職務を行う。また、第2条第1項第3号により学長が欠員となった場合、次の学長が選任されるまでの間、並びに理事会において学長としての職務遂行に支障があるものと判断された期間については、理事会において学長代理として指名された常任理事が、その職務を代理する。

(関係機関の設置)

- 第5条 理事会は、学長の選任に当たり、北里大学学長選考管理委員会（以下「管理委員会」という。）及び北里大学学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- 2 管理委員会及び選考委員会の設置は、第2条第1号に該当するときは任期満了の3か月前までに、第2条第2号及び第3号に該当するときは速やかに行う。
- 3 管理委員会委員（以下「管理委員」という。）及び選考委員会委員（以下「選考委員」という。）は、それぞれ第8条第1項及び第14条第1項の規定により選出された者について、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 4 管理委員及び選考委員の職務は、兼務することを妨げない。
- 5 管理委員又は選考委員の職にある者が学長候補者になったときは、当該委員の資格を

失う。

6 管理委員又は選考委員に欠員が生じたときは、理事会は速やかに補充しなければならない。

(選任の手続)

第6条 学長の選任の手続は、次のとおりとする。

- (1) 管理委員会は、学長候補者の受付期間及び選考日等を決定し、学内に公示して、学長候補者を募集する。
- (2) 学長候補者を推薦しようとする者（以下「推薦人」という。）は、管理委員会の作成する北里大学学長候補者推薦書（以下「推薦書」という。）に、次に掲げる事項を記載して、代表推薦人を含む5人以上40人以下の推薦人の連署により、学長候補者として管理委員会に届け出る。
 - ア 被推薦者の氏名、生年月日、推薦人名簿 2枚以内
 - イ 学歴、職歴、賞罰
 - ウ 主な学術業績、学界及び社会における活動 5枚以内
 - エ 推薦理由 2枚以内
 - オ 被推薦者の所信表明 3枚以内
- (3) 選考委員会は、管理委員会が受け付けた第一次学長候補者から第二次学長候補者を選出し、理事会に推薦する。
- (4) 管理委員会が受け付けた第一次学長候補者が1人のときも、前号の規定による。
- (5) 理事会は、選考委員会から推薦された第二次学長候補者について審議し、学長を選任する。

2 前項の規定により学長候補者として推薦され、かつ、第一次学長候補者として公示された者で、やむを得ない事由により学長候補者を辞退しようとする者は、理由を付した文書をもって、直ちに管理委員会に届け出なければならない。

(推薦人)

第7条 推薦人有資格者は、管理委員会が設置された日（以下「基準日」という。）において、学校法人北里研究所専任職員就業規則第3条に規定する大学教育職員、医師職員、医務職員、看護職員、研究職員、事務職員、教育系技術職員、医薬系技術職員、特別専門職員、施設系技術職員とし、大学教育職員にあつては学校法人北里研究所専任職員給与規程第10条に定める級別標準職務表（別表2）の2級以上の職にある者、医師職員にあつては同表3級以上の職にある者、その他医務職員、看護職員、事務職員、施設系技術職員にあつては同表5級以上の職にある者、研究職員にあつては同表3級以上（室長補佐を除く）の職にある者、教育系技術職員、医薬系技術職員、特別専門職員にあつては同表3級以上（課長補佐を除く）の職にある者、とする。ただし、学内出向者については、出向時における教育職員の職によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、推薦人になることができない。

- (1) 基準日にあつて休職中である者

- (2) 基準日にあつて嘱託職員である者
- (3) 公示日現在、在籍しない者
- 3 推薦人は、重複して他の学長候補者を推薦することができない。
- 4 管理委員及び選考委員は、推薦人になることができない。

第2章 管理委員会

(組織)

第8条 管理委員会は、理事及び専任職員の中から、理事会において選任された管理委員5人をもって組織する。

- 2 管理委員の任期は、委嘱された日に始まり、理事会が学長を選任したときをもって終わる。
- 3 管理委員のうち1人を委員長とし、管理委員の互選により定める。
- 4 委員長は、管理委員会を統括し、管理委員会を代表する。
- 5 管理委員会に副委員長1人を置くことができる。
- 6 副委員長は、委員長が指名する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(業務)

第9条 管理委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 学長候補者の受付期間及び選考日等に関すること。
- (2) 推薦書に関すること。
- (3) 学長候補者の募集及び受付に関すること。
- (4) 推薦人有資格者に関すること。
- (5) 前各号に係る公示及び通知に関すること。
- (6) 前各号に係る事務について、理事会に報告すること。
- (7) その他理事会から委託された事項

(運営)

第10条 管理委員会は、委員長が招集し、議長となり議事を総括する。

- 2 委員長を選出するまでの委員会の招集は、理事長が行う。
- 3 管理委員会は、管理委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。委任状による出席及び議決は認めない。
- 4 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 5 委員長は、管理委員会において、管理委員として議決権を行使する。

(学長候補者の募集)

第11条 管理委員会は、第6条第1項第1号に規定する学長候補者の募集に際し、あらかじめ次の各号にしたがって、受付期間及び選考日等を決定し、受付開始日の少なくとも3日前から受付満了日までの期間、学内に公示しなければならない。

- (1) 受付期間は、10日間とする。
- (2) 受付場所は、学校法人北里研究所法人本部総務部（以下「総務部」という。）と

する。

(3) 受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日は正午まで）とする。

(4) 選考日は、受付満了日から少なくとも3日の期間を置いた日とする。

2 前項の期日及び期間には、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び本法人の定める休日を含まない。

3 第1項の公示場所は、各キャンパス所定の掲示場及び本法人の web サイトにおける教職員専用サイトとする。

(推薦書の配付)

第12条 管理委員会は、前条に規定する公示開始日から受付満了日までの期間、総務部において推薦書を配付する。

2 前項の配付方法は、原則として総務部窓口において手交により配付する。

(学長候補者の受付等)

第13条 管理委員会は、第6条第1項第2号に基づき、代表推薦人が持参した学長候補者の推薦書を受け付け、所定の要件を満たしているか審査し、受理した場合は代表推薦人に受理証を交付する。

2 受け付けた学長候補者は、第一次学長候補者と呼称し、受付満了日の翌日に管理委員会が受付順にその氏名を公示し、推薦書の写しを添えて選考委員会に通知する。

3 前項の公示期間は、公示開始日から選考日までとする。

第3章 選考委員会

(組織)

第14条 選考委員会は、次の各号に掲げる選考委員37人をもって組織する。

(1) 薬学部、獣医学部、海洋生命科学部、看護学部、理学部、医療衛生学部、未来工学部、健康科学部、一般教育部の専任教授の中から、各教授会において選出された者各3人計27人及び医学部の基礎医学系、臨床医学系のそれぞれの系の専任教授の中から、医学部教授会において選出された者各2人計4人 合計31人

(2) 大学院感染制御科学府の専任教授の中から、教授会において選出された者 3人

(3) 大学院医療系研究科を本務とする専任教授の中から、研究科委員会において選出された者 1人

(4) 理事の中から、理事会において選出された者 2人

2 前項第1号から第3号までの各号に規定する者は、複数の区分にまたがって選出されることはできない。

3 理事は、第1項第1号及び第2号に規定する選考委員になることはできない。

4 選考委員の任期は、委嘱された日に始まり、当該選考委員会から理事会に第二次学長候補者を推薦したときをもって終わる。

5 選考委員のうち1人を委員長とし、選考委員の互選により定める。

6 委員長は、選考委員会を統括し、選考委員会を代表する。

7 選考委員会に副委員長1人を置くことができる。

- 8 副委員長は、委員長が指名する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(業務)

第 15 条 選考委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 管理委員会が受け付けた第一次学長候補者から第二次学長候補者を選出し、理事会に推薦すること。
- (2) 選考の結果等について、議事の経過を取りまとめ、理事会に報告すること。

(運営)

第 16 条 選考委員会は、委員長が招集し、議長となり議事を総括する。

- 2 委員長を選出するまでの委員会の招集は、理事長が行う。
- 3 選考委員会は、選考委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。委任状による出席及び議決は認めない。
- 4 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 5 委員長は、選考委員会において、選考委員として議決権を行使する。

第 4 章 第二次学長候補者の選考方法

(選考方法)

第 17 条 選考委員長は、第二次学長候補者の選考に当たり、管理委員会から送付された推薦書の写しをあらかじめ選考委員全員に配付する。

- 2 学長候補者は、選考委員会において学長就任に際しての所信表明等に係る、プレゼンテーションを行うものとする。

(選考)

第 18 条 第二次学長候補者の選考は、投票によるものとし、出席委員の過半数の得票者をもって第二次学長候補者とする。ただし、投票の結果、過半数の得票者が得られないときは、繰り返し投票を行うこととする。

- 2 前項に定めがない事項については、委員長がその都度選考委員会に諮り、決定する。

第 19 条 削除

第 20 条 削除

第 5 章 雑則

(事務局)

第 21 条 この規程に定める事務は、総務部が担当する。

(この規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 10 月 26 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「北里大学学長選考に関する規則」(昭和 51 年 1 月 30 日改正施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 2 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 8 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 15 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 12 月 19 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行により、「北里大学学長候補者選考委員会規則」(平成 8 年 12 月 20 日改正施行)及び「北里大学学長候補者選考に関する管理委員会規則」(平成 2 年 12 月 14 日制定)は廃止する。

附 則

(施行措置)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、この規程の施行日に学長である者の任期は、平成 24 年 6 月 30 日までとする。また、平成 24 年 7 月 1 日に就任する者に限り、その任期を平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 3 改正後の第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 24 年 7 月 1 日に就任する者に限り、引き続き 3 期(10 年)まで在任することができるものとする。

附 則(北学総第 29-09587 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 1 月 19 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 7 月 1 日に就任する者に限り、その任期を平成 30 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までとする。
- 3 改正後の第 4 条第 3 項のただし書きについては、この規程の施行日に学長である者にも適用する。

附 則(北学総第 2019-11830 号)

(施行期日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2022-15523号）

（施行期日）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2023-13198号）

（施行期日）

この規程は、2024年4月1日から施行する。